

石坂産業の工場の詳細

【許可について】

都市型施設として「建築基準法第51条」「都市計画法第29条」「廃掃法第14、15、20条」の許可工場です。

【騒音・振動対策】

全てのプラントを建屋内に設置し、更に防音壁対策を行っています。
労働安全衛生において、著しい騒音発生場所では、耳栓着用の指導を徹底。
敷地境界において測定した実測値は、アセスメント(シミュレーション)及び基準値をクリアしています。

【重機対策】

重機は、低騒音型に改造し、一般的な騒音値からマイナス6～7dBを可能としています。

【従業員の健康】

労働安全衛生法に基づき、一般健康診断を年1回実施しています。
また、石綿障害予防規則に基づき、石綿障害診断は年2回、じん肺診断は、じん肺法に基づき3年に1回実施しています。

【粉じん発生】

大気汚染防止法に基づく届出済施設です。また、労働安全衛生法に基づく作業環境測定を実施。
年1回境界において、浮遊粉じん調査を自主的に実施しています。

【水質汚染】

雑排水・汚水は、合併浄化槽で処理後、町の公共下水管へ送水。雨水については約2,300m³の雨水貯留槽を設置し、散水、ビオトープへ再利用しています。機械ラインの排水はありません。

【オイル流出】

油水分離槽を設置している他、オイル吸収専用オイルマットを各位置に設置しています。

【火災予防】

自衛消防団を結成し、定期訓練を行っています。消防車を完備。
消防法による自動火災報知器、消火栓、消火器の定期点検を実施しています。